

ご不幸に伴う手続について <福生市>

この度は、謹んでご逝去をお悔やみ申し上げます。

このご案内は、亡くなられた方のご住所が福生市であった場合を対象とします。

■ 国民健康保険又は後期高齢者医療の葬祭費について

亡くなられた方が、国民健康保険又は後期高齢者医療に加入されている場合は、葬儀を行った方に葬祭費が支給されます。申請に来庁される際には次のものが必要です。

- 国民健康保険被保険者証又は後期高齢者医療被保険者証
- 亡くなられた方のマイナンバーが確認できるもの
- 印鑑（インク式のゴム印を除く）
- 喪主の本人確認書類
（運転免許証等写真付きのものは1点、年金手帳等写真付きでないものは2点）
- 会葬礼状又は葬儀の領収書
（葬儀の対象者及び葬儀を行った方の氏名が記載されているもの）
- 葬儀を行った方の口座番号のわかるもの（預金通帳等）
- 葬儀を行った方のマイナンバーが確認できるもの（国民健康保険のみ）

【ご注意】葬儀を行った方以外が手続を行う場合は、委任状が必要になる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

【問合せ】 市民部保険年金課保険年金係（国民健康保険担当）電話 042-551-1640（直通）
後期高齢医療係（後期高齢者医療制度）電話 042-551-1767（直通）
（市役所1階5番）

■ 国民年金の被保険者・受給者の方の手続について

20歳以上の方が亡くなられたときは、年金事務所等での手続が必要な場合があります。御相談ください。お電話では手続の詳細について御案内できませんが、本人確認書類（来庁者）をお持ちの上で市役所保険年金課へおいでいただいた御親族の方に、年金記録を確認した上で必要な手続の概要を御案内しております。

【問合せ】 市民部保険年金課保険年金係（年金担当）電話 042-551-1670（直通）（市役所1階5番）

■ 市・都民税について

亡くなられた方の昨年の収入にかかる市・都民税について、納税していただく方を定める手続が必要です。

【問合せ】 市民部課税課資産税係 電話 042-551-1614（直通）（市役所1階4番）

■ 軽自動車について

亡くなられた方所有のバイク（125CC以下）や軽自動車等について、名義変更や登録抹消手続が必要です。

【問合せ】 市民部課税課市民税係 電話 042-551-1610（直通）（市役所1階4番）

裏面に続きます。

■ 固定資産税・都市計画税について

亡くなられた方所有の土地や家屋について、納税していただく方を定める手続きが必要です。

【問合せ】 市民部課税課資産税係 電話 042-551-1614 (直通) (市役所 1 階 4 番)

■ 介護保険について

介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証等 (介護認定をお持ちの方) をお返してください。

【問合せ】 福祉保健部介護福祉課介護保険係 電話 042-551-1764 (直通) (市役所 1 階 9 番)

■ 大気汚染医療費助成・飼い犬の所有者変更について

① 大気汚染医療費助成：マル都医療券をお返してください。

② 犬を飼っている方：亡くなられた方が飼い主だった場合、所有者変更の手続きが必要です。

【問合せ】 福祉保健部健康課健康管理係 (保健センター内) 電話 042-552-0061 (直通)

保健センター所在地：福生市大字福生 2125 番地 ※ J R 八高線東福生駅から徒歩約 5 分
J R 青梅線福生駅から徒歩約 8 分

■ 児童・ひとり親家庭等対象の手当・助成制度について

亡くなられた方に 18 歳に到達した年度末までの年齢のお子様がいらっしゃる場合は、手当等が受給できる場合があります。

また、手当の受給・医療証の交付等を受けられていた場合には、手続きが必要なことがありますので、御確認をお願いします。

【問合せ】 子ども家庭部子ども育成課子育て支援係 電話 042-551-1737 (直通) (市役所 1 階 8 番)

■ 市営住宅にお住いの方について

入居者変更に伴う必要な手続きについて説明しますので、次の担当窓口までお越しください。

【問合せ】 都市建設部まちづくり計画課住宅グループ 電話 042-551-1961 (直通) (市役所第 1 棟 3 階)

■ 井戸を御使用の方について

世帯人数が変更となる場合や使用を中止する場合、下水道料金が変わりますので、お問い合わせください。

【問合せ】 都市建設部道路下水道課下水道グループ電話 042-551-1968 (直通) (市役所第 1 棟 3 階)

■ 学校給食について

亡くなられた方が、児童生徒あるいは保護者の方である場合、お問い合わせください。

【問合せ】 教育委員会教育支援課 (学務・給食係) 電話 042-551-1948 (直通) (市役所第 2 棟 2 階)
学校給食センター (防災食育センター) 電話 042-551-8351 (直通)

【受付時間】 平 日：8 時 30 分から 17 時 15 分まで (水曜日のみ 20 時まで)

土曜日：8 時 30 分から正午までと 13 時 00 分から 17 時 15 分まで

(正午から 13 時までには業務を行っておりません。)

※都市建設部まちづくり計画課住宅グループ、都市建設部道路下水道課下水道グループ、教育支援課学務・給食係の受付時間は、平日 8 時 30 分から 17 時 15 分までとなります。